

事業者の皆様へ

事業ごみ処理ガイド

～事業ごみの適正処理について～

東総地区広域市町村圏事務組合

発行 令和6年7月

編集 東総地区広域市町村圏事務組合環境施設課

〒288-0863 銚子市野尻町1678番地の1

Tel 0479-30-2311(直通) Fax 0479-33-3611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における排出事業者責任は極めて重いものです。本ガイドを十分に認識し、廃棄物の適切な処理や減量に努めるなど、自らが排出した廃棄物に責任をもって最後まで管理する必要があります。

1 事業者の責務

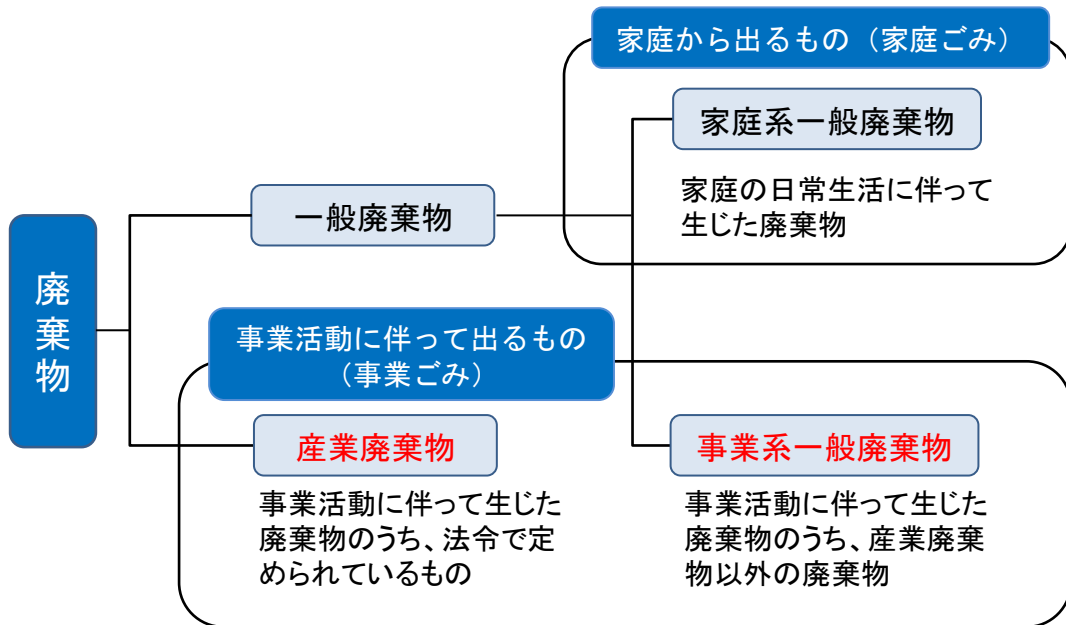
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務を定めています。

事業活動
とは

会社、事務所、店舗、飲食店、工場などの営利を目的とするものだけでなく、病院、社会福祉サービスなどの公共サービスやNPO法人の非営利活動事業も含まれ、また、法人、個人、業種、規模は問いません。

2 事業ごみ(廃棄物)とは？

ごみ(廃棄物)には家庭の日常生活から出るものと店舗や事業所などの事業活動に伴って出るものがあります。法律では、廃棄物を次のように区分しています。



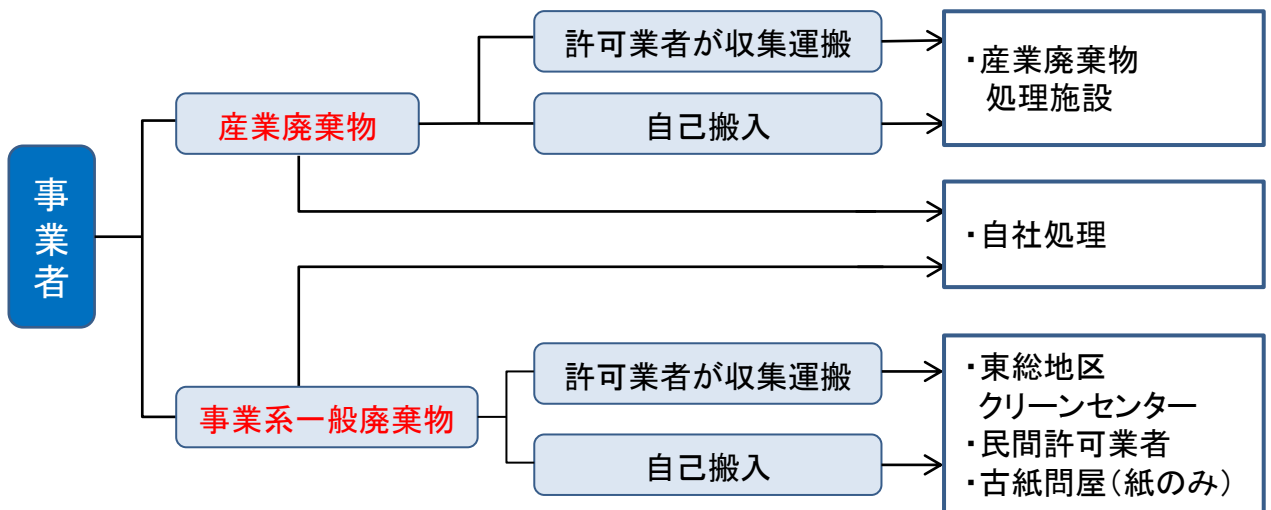
3 廃棄物に関する法律及び条例

法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

条例：当組合、銚子市、旭市及び匝瑳市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例

4 事業ごみの処理の流れ

事業活動に伴って出る廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。廃棄物は、次のような流れで処理されます。



5 産業廃棄物

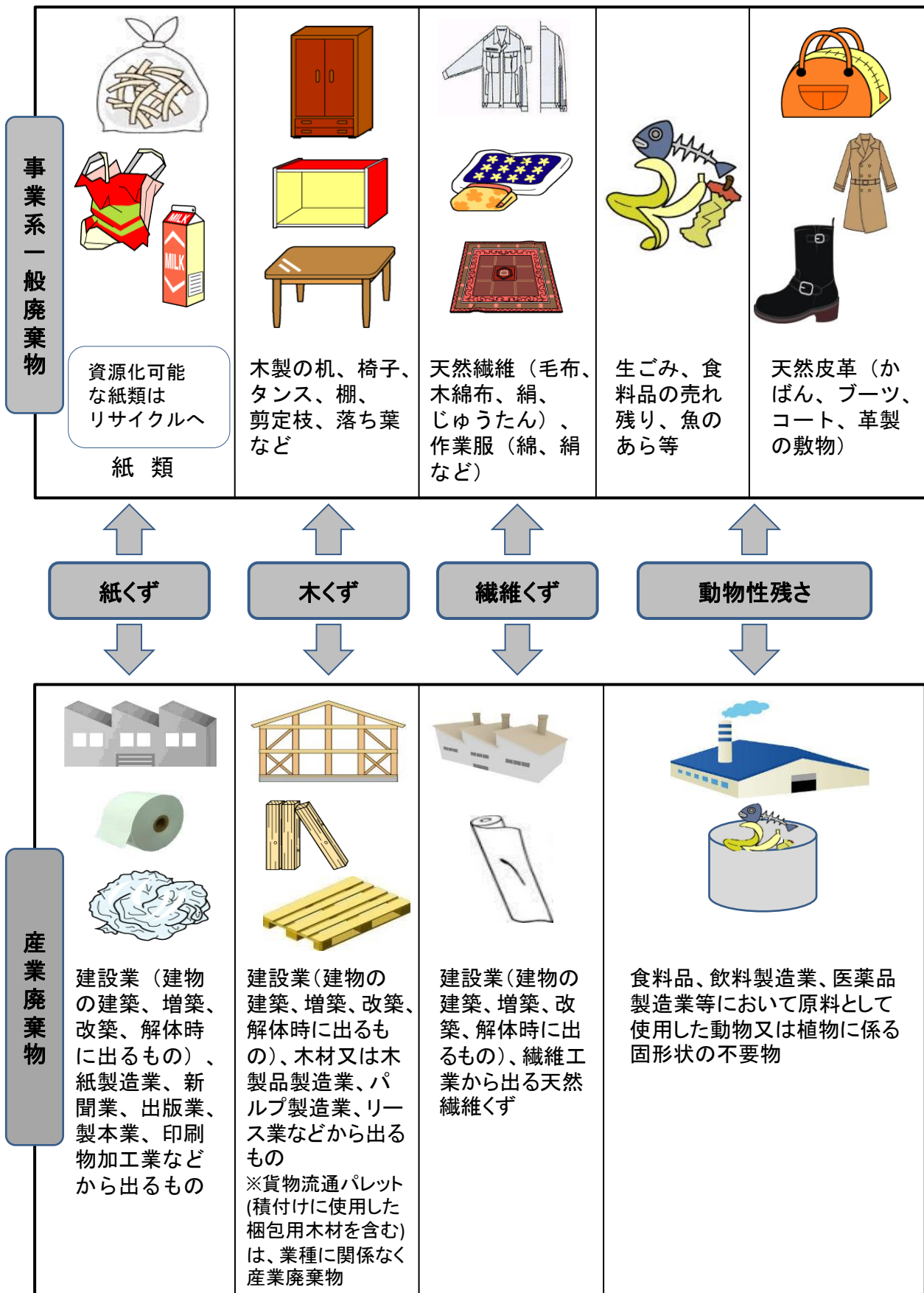
産業廃棄物は、事業活動に伴い排出される廃棄物であり、以下の区分があります。東総地区クリーンセンターでは処理できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

産業廃棄物の区分一覧


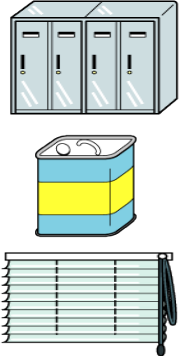
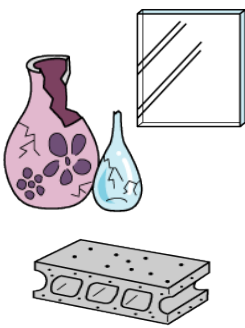

名称	指定業種等	廃棄物の例
(1)燃え殻	なし	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2)汚泥	なし	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3)廃油	なし	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動物性を問わず、すべての廃油
(4)廃酸	なし	廃写真定着液など、有機性無機性問わず、すべての酸性廃液
(5)廃アルカリ	なし	廃写真現像液、廃金属石けん液等、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
(6)廃プラスチック類	なし	発砲スチロールくず、合成繊維くず等、固形状液状を問わず高分子系化合物(合成ゴムを含む)
(7)ゴムくず	なし	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
(8)金属くず	なし	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属金属の研磨くず、切削くずなど
(9)ガラス、コンクリート、陶磁器くず	なし	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10)鉱さい	なし	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石灰、各種溶鉱炉かすなど
(11)がれき類	なし	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片
(12)紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業等	印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず
(13)木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業等	建物・電柱・工事現場等から排出される廃木材やおがくず、梱包材くず、板切れ、廃チップ
(14)繊維くず	建設業、繊維工業	木綿、羊毛、麻、糸、布、不良、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど ※注:合成繊維は廃プラスチック類
(15)動物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
(16)動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(17)動物の死体	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(18)動物系固形不要物	と畜場等	解体した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(19)ばいじん	集じん施設によって集められたもの	大気汚染防止法のばいじん煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
(20)廃棄物の処理物	廃棄物を処分するために処理したもの	有害汚泥のコンクリート固形物、焼却灰の熔融固形物

※(12)～(18)の廃棄物は**特定の事業活動に伴って排出される場合のみ**産業廃棄物となり、それ以外の場合は事業活動に伴って排出された廃棄物でも一般廃棄物となります。


6 事業ごみの分け方・出し方(具体例)



事業活動に伴って排出される次の廃棄物は産業廃棄物です

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	その他
 <p>発泡スチロール、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、点滴パック、チューブ、断熱材、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等の合成高分子化合物等</p>	 <p>鉄鋼・非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、金属製品(机、ロッカー、窓枠等)、金網等</p>	 <p>廃ガラス類(板ガラス等)、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等</p>	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体</p> <p>※ただし、動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。</p> 

複数の素材でできた物(複合物)なども産業廃棄物です。



テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、コピー機、FAX機、CD、DVDプレーヤー、照明機器、乾電池、充電式電池、プリンター、電気コード、蛍光灯、小型家電製品、電話機等

7 産業廃棄物の処理について

東総地区クリーンセンターは一般廃棄物ごみ処理施設のため、産業廃棄物の受け入れはできません。

産業廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託するなど、適正に処分してください。

産業廃棄物処理業の許可業者については、次の官公署などにお問い合わせください。

○許可内容の確認

千葉県環境生活部廃棄物指導課
産業廃棄物指導室

☎ 043-223-2655 (中間処理)
☎ 043-223-2697 (最終処分)
☎ 043-223-2654 (収集運搬)

○処理業者の紹介

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 ☎ 043-239-9920

8 事業ごみを処理する際の注意点

家庭ごみの集積所に事業ごみは出せません！

○廃棄物の**不法投棄**や**焼却(野焼き)**は**法律で禁止**されています。

○事業ごみを家庭ごみの集積所に出した場合は**不法投棄**とみなされます。

不法投棄の罰則

不法投棄は、法律の違反行為となり、法第25条により以下の罰則が課せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金
(法人は3億円まで加重)

住居と店舗が一緒の場合

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみのステーションには出せません。各々分別し適正に処理してください。

住居

家庭ごみ

店舗

事業ごみ

9 東総地区クリーンセンターにおける搬入物の検査

東総地区クリーンセンターでは、焼却施設に廃棄物を搬入する収集業者に対し、展開検査を随時実施しています。

展開検査を実施することで、リサイクル可能な資源物の再資源化を進めるとともに、産業廃棄物の混入を防ぐことにより適正な廃棄物の搬入を推進しています。

検査において搬入不適物が発見されたときは、収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業所に対して、事業系一般廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理などについて啓発指導を行う場合があります。

品目ごとに許可を持った産業廃棄物の収集運搬・処分業者に委託し、適正な処理をしてください。



▲展開検査の様子



▲廃プラスチック類、金属くず



▲廃プラスチック類(発砲スチロール)



▲廃プラスチック類(PPバンド)